

所得税と市県民税の申告書は自分で作成し、早めの提出を 申告受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)

図 税務課 ☎65・65224
〒526・8501 八幡東町632

令和2年分(1月1日～12月31日)の所得税の確定申告と市県民税の申告を、本庁舎、北部振興局、各支所で受け付けます。

市の会場で受付ができるものは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合がありますので、下記の表でご確認ください。

各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

なお、所得税の還付申告は、2月16日(火)以前でも税務署で受け付けています。また、e-Tax等で申告書を作成できます。申告会場で長時間待つことなく、自宅等で簡単に作成できますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、ぜひ活用ください。



所得税の申告が必要な人

- サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
 - ① 給与以外の所得退職所得を除くが、20万円を超える人
 - ② 2か所以上から給与を受けている人
- 令和2年中の給与収入が2千万円を超える人
- 農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、令和2年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

- 国民健康保険に加入している人(収入が無くても申告が必要)
- 遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人
- 令和2年中に収入がなく、市内に住む親族に扶養されていない人
- 公的年金所得者に係る確定申告不要制度に該当する人で、公的年金以外の所得がある人
- 所得税の申告をされた人は、市県民税の申告は不要です。

■申告に必要なもの

- ① 印鑑
 - ② 個人番号のわかるもの(マイナンバーカード、個人番号記載の住民票など)
 - ③ 本人確認書類(運転免許証など) ※マイナンバーカードをお持ちいただいた場合は必要ありません。
 - ④ 源泉徴収票または給与支払証明書(原本)
 - ⑤ 公的年金などの源泉徴収票(原本)
 - ⑥ 収支内訳書(事業所得・農業所得・不動産所得などがある人) ※作成できていない場合は、受付できません。事前に書類を作成してお越しくください。
 - ⑦ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかる書類
 - ⑧ 生命保険などの各種支払証明書(原本)
 - ⑨ 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
 - ⑩ 還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)
- ※税務課または税務署から送付された書類、ハガキ等があれば、お持ちください。

■次に該当する人は持ち物を確認ください

- ① 令和2年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月下旬に税務課が送付する「社会保険料確認書(申告用)」をお持ちください。
- ② 医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。令和2年中に支払われた医療費等の総額を必ず事前に計算し、「医療費控除の明細書」を作成してから申告にお越しくください。明細書は、市ホームページに掲載しています。また、税務署や税務課、北部振興局・各支所にあります。明細書が作成できていない場合は、受付できません。

■所得税の確定申告書は、e-Taxまたは郵送により提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

■年金受給者や給与所得者のための還付申告相談

【と き】2月1日(月)～5日(金) 9時30分～15時30分
【と ころ】市役所本庁舎1階 多目的ルーム

申告受付会場		受付日	受付上限人数 (午前・午後)
本庁	1階：多目的ルーム	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝日は除く)	各50人
北部振興局	2階：第1・2会議室		
びわ支所	2階：サークル活動室	2月24日(水)・25日(木)	各50人
虎姫支所	1階：会議室	2月26日(金)・3月1日(月)	各50人
高月支所	3階：会議室	3月2日(火)・3日(水)	各50人
浅井支所	3階：大会議室	3月4日(木)・5日(金)	各50人
湖北支所	1階：大会議室	3月8日(月)・9日(火)	各50人
西浅井支所	2階：小ホール	3月10日(水)・11日(木) ※11日は午前中のみ	各40人
余呉支所	1階：会議室	3月12日(金)・15日(月) ※15日は午前中のみ	各40人

受付時間 8時30分～10時30分、13時～16時
(消毒作業等のため、午前中の受付時間を短縮していますのでご注意ください)
※各会場とも、初日と午前中は、大変な混雑が予想されます(混雑状況は市ホームページでご確認ください)。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、混雑時は入場を制限します。また、時間内であっても受付を終了する場合があります。
※申告等の受付は、上記会場でのみ受け付けます。
※申告会場へは、8時30分から入場できます。施設が開いていないときは、お待ちいただく必要があります。
※発熱、咳など体調がすぐれない人は、来庁を控えてください。また、検温により入場をお断りする場合があります。
※来庁時は、マスクの着用をお願いします(マスク非着用により入場をお断りする場合があります)。

■市ホームページで市申告書が作成できます(印刷して、郵送で提出してください)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

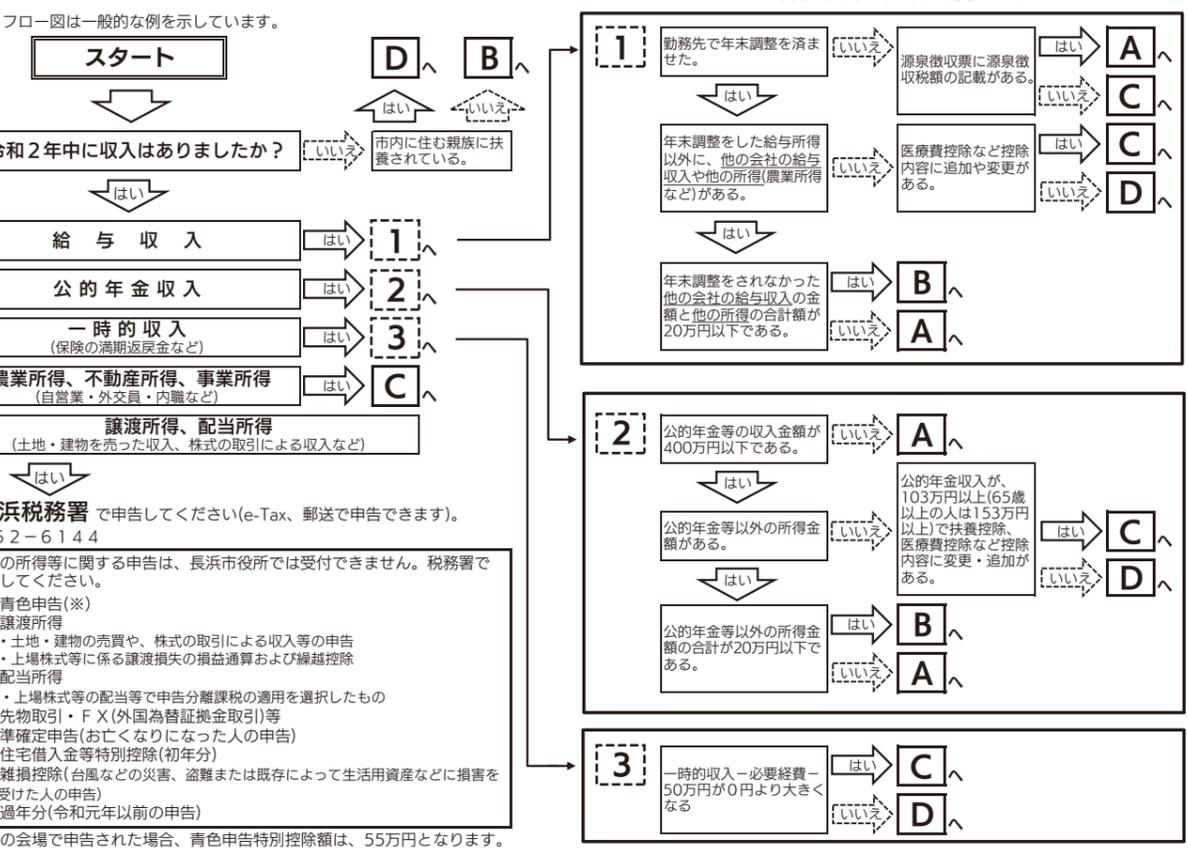


▲市ホームページ



▲国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」

申告チェック表 ～私は申告が必要ですか？～



- A** 所得税の確定申告が必要です。
- B** 住民税の申告が必要です。
- C** 所得税の確定申告または住民税の申告が必要です。
※金額や内容によって申告の種類が異なります。
- D** 申告の必要はありません。
※所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。